

令和5年度第9回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年11月15日
場所 十和田市役所別館5階会議室

令和5年度第9回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和5年11月15日(水) 午後2時1分

3. 閉 会 日 時 令和5年11月15日(水) 午後2時27分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子君	2番	沢井清治君
3番	小笠原松寿君	4番	沢目勝弘君
5番	米田拓実君	7番	芋田一弘君
8番	立崎和寿君	9番	山田利昭君
10番	稲田優憲君	11番	奥山博君
12番	小田正喜君	13番	外山康仁君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
16番	杉山秀明君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	箕輪展忠君

5. 欠席農業委員(1名)

6番 中野雄一郎君

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

十和田湖地区	白山雄治郎君	十和田湖地区	中屋敷光男君
三本木地区	米内山義治君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	古谷朝直君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	田中稔君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	小笠原一成君	東部地区	山端潤一君
藤坂地区	市崎貴之君	六日町地区	平舘龍徳君

7. 会議に付した案件

- 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第35号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第36号 非農地判断を行った農地について
- 議案第54号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第55号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第56号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第57号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
- 議案第58号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

9番 山田利昭君 10番 稲田優憲君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	櫻田修一郎	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	村中健大	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	東浩治	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議長（箕輪展忠君）本日の欠席通告者は、6番 中野 雄一郎 委員の1名です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年11月6日に告示招集いたしました。令和5年度第9回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。9番 山田 利昭 委員、10番 稲田 優憲 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に報告第33号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）1ページをお願いします。報告第33号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、合計5件13筆31,174平方メートルです。今後の意向については、12番から14番が別人と貸借、15番は農地として管理、16番は別人と売買予定となっております。なお、16番は今回農地法第3条所有権の移転の議案として提出されています。次に、3ページです。農地中間管理事業によるものが合計6件14筆40,516平方メートルです。今後の意向は10番、12番、13番は受け手を変更することとして、今回農用地利用集積等促進計画の議案として提出されています。11番は別人に贈与することとして、今回農地法第3条所有権の移転の議案として提出されています。

14番、15番は受け手を変更する予定です。なお、協力金の返還対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第33号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第34号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）5ページをお願いします。報告第34号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、6ページから8ページです。今回は、合計11件50筆71,301.90平方メートルです。取得事由はすべて相続によるものです。取得した権利の種類については62番のみ賃借権、その他は所有権となっています。取得後の内容は、62番は解約予定、その他は自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。今回、あっせんの希望はありません。なお、宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思えます。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第34号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第35号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）9ページをお願いします。報告第35号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は、合計2件3筆1,256平方メートルで、現地調査は令和5年11月6日に実施し、法務局への回答は11月7日に行っております。20番は、沢田小学校の北西に約450メートルの地点です。照会地は、昭和51年建築の付属屋の敷地となっています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況地目宅地であることから、非農地と判断しております。21番は、八斗沢集会所の南側です。照会地は、昭和52年建築の住宅の敷地及び庭となっています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用

は困難であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第36号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）11ページをお願いします。報告第36号、非農地判断を行った農地について。「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は、12ページから13ページです。報告事項について、事務手続きの概要をご説明いたします。農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消に向け、農地法第30条に基づく利用状況調査、いわゆる農地パトロールを実施し、その結果、再生利用が困難な農地について非農地判断を行うこととなっております。今回は、令和5年8月28日から8月30日までの3日間、市内各地区で実施した農地パトロールにより確認したものと、本人申出により11月6日に現地確認を行って確認したものを掲載しております。合計27筆52,536平方メートルです。44番以外のものにつきましては、長期間耕作した形跡がなく原野、山林化していたため非農地判断としております。44番の土地については、農地として回復できる見込みがなく、併せて土地が狭く形がいびつで使い道がないような状況であったため、非農地と判断しております。このことにより台帳から除外するとともに、法務局、県構造政策課及び市税務課、農林畜産課へその旨通知いたします。また、非農地判断した土地の所有者に対しては、非農地通知書を交付します。地目変更手続きは、所有者が自ら行うこととなりますので、速やかに法務局で手続きを行うよう併せて案内することといたします。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

農業委員（奥山博君）11番、奥山です。ただいまの報告にありまして、合計27筆あるいは52,536平方メートルの報告があったわけですが、これは農地パトロール等において、困難な農地であるということの中において非農地判断ということですが、その場合、例えば耕作証明書あるいは農地台帳等における、所有者の面積から除外されるということはあるでしょうか。要するに、免税軽油等においては個々の耕作証明あるいは農地台帳等の発行があるわけですが、非農地判断ということになれば当然こういうことに対しては、軽油等の消費がないということになるわけですから、その判断において

は耕作証明書の発行の時点で当該地の面積は、除外になるかということでございます。1つはですね。それからもう1つは、例えば地目変更等を進めるんだと、通知をしながら進めるということでございますが、その地目変更以前に、仮に農業委員会の方へ例えば売買とか貸借ということがあれば非農地ですから農業委員会の懸案事項とはならないか。対象になるかどうかということです。お知らせいたします。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。まず1点目ですが、非農地判断を行うことによって、私共が管理しております農地台帳から農地として外すこととなります。よって、経営農地からその分の面積は減ることとなります。2点目の売買する予定という話でございましたが、売買するにあたって非農地の状態であれば、農地法第3条による許可の見込みがないこととなります。よって、実質的には売買許可が下りない事例になるものと考えられます。以上です。

農業委員（奥山博君）了解です。

議 長（箕輪展忠君）その他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第36号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎班長、小笠原委員、山崎委員の3名です。令和5年11月6日に現地調査及び市役所別館1階会議室1にて聴取調査を行っております。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第54号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）14ページをお願いいたします。議案第54号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、15ページから19ページまでです。以上です。

議 長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。8番 立崎 和寿 委員願います。

報告委員（立崎和寿君）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転15件、賃借権の設定5件、使用貸借による権利の設定1件の合計21件です。所有権の移転は、15ページ65番から69番までが売買による

もの、16ページ70番、72番から76番まで、79番が親戚へ、16ページ71番が知人へ、17ページ77番が兄へ、78番が子へ、それぞれ贈与するものです。このうち新規取得は、15ページ65番、17ページ79番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）立崎委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。
三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（米内山義治君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。
15ページの申請番号65番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、11月6日午後1時35分、市役所別館1階会議室1において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）米内山推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、十和田湖地区 中屋敷 光男 農地利用最適化推進委員
お願いします。

報告委員（中屋敷光男君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。
17ページの申請番号79番の新規取得となる譲受人に対し、11月6日午後1時45分、市役所別館1階会議室1において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）中屋敷推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第55号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）20ページをお願いします。議案第55号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、21ページです。今回は、合計1件1筆5,575平方メートルです。以上です。

議 長（箕輪展忠君）農地利用調整会議の結果について報告願います。六日町地区平館 龍徳 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（平館龍徳君）20番の調整内容を報告します。10月25日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、要件すべて適であると判断したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠君）平館推進委員、ご苦勞様でした。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第56号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）22ページをお願いします。議案第56号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。23ページから26ページです。まず23ページから25ページまでが賃借権の設定で、合計4件28筆73,432平方メートルです。4件全て新規の権利設定です。利用権の設定期間は、58番から60番が10年、61番が5年となっています。次に26ページが、使用貸借による権利設定で、合計1件1筆1,813平方メートルとなっております。こちらは権利の再設定で、期間は5年です。なお、協力金の対象はございません。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第57号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）27ページをお願いします。議案第57号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。28ページです。賃借権の設定によるものが、合計3件4筆13,505平方メートルとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第58号を上程いたします。事務局から提案理由を説明いたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）29ページをお願いします。議案第58号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、30ページです。今回は、合計2件2筆604平方メートルです。43番の転用事由は、農地を贈与で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、南小学校から北西に約200メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。本件は、農地以外の土地を含む非農地併用の事業です。44番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場整備及び物置の建築をするものです。場所は、十和田中学校から南に約400メートルの地点です。農地区分は、上下水道の2管理設のある道路の沿道の区域であって、かつ500メートル以内に中学校と歯科医院があるため、第3種農地に該当します。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。3番 小笠原 松寿 委員お願いいたします。

報告委員（小笠原松寿君）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計2件です。11月6日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館1階会議室1で聴取調査を行いました。調査の結果、申請番号44番については、既に物置が建築されているため、始末書付きとなっています。それ以外については、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠君）小笠原委員ご苦勞様でした。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第58号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年度第9回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時27分 —————